

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、豊川市水道事業給水条例（昭和34年豊川市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 豊川市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年豊川市条例第38号）第2条第2項に規定する給水区域であっても、配水管の布設してない所又は工事その他に支障があると認めるときは、給水しないことがある。ただし、給水を受けようとする者が工事費の全部又は一部を負担するときは、この限りでない。

第2章 給水装置の工事及び指定給水装置工事事業者

(給水装置の新設等の申込み)

第3条 条例第5条の規定により給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、給水装置工事申込書（様式第1号。以下「工事申込書」という。）に市長が指定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みを承認したときは、給水装置工事承認書（様式第2号）を交付する。

(給水装置の新設等の申込みの変更)

第4条 給水装置の工事の承認を受けた者は、工事申込書及びこれに添付した書類に記載された事項を変更しようとするときは、給水装置工事変更申込書（様式第3号）に給水装置工事承認書を添えて市長の承認を受けなければならない。ただし、給水装置の構造に変更が生じないときは、この限りでない。

2 市長は、給水装置の工事の変更を承認したときは、給水装置工事変更承認書（様式第3号の2）を交付する。

(給水装置の申込みの中止)

第4条の2 給水装置の工事の承認を受けた者は、当該工事を中止しようとするときは、給水装置工事中止届（様式第3号の3）に給水装置工事承認書又は給水装置工事変更承認書を添えて市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、給水装置の工事の中止を承認したときは、給水装置工事中止承認書（様式第3号の4）

を交付する。

(指定工事事業者証)

第5条 市長は、法第16条の2第1項の規定により指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の指定（以下「指定」という。）を受けた者又は法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けた者に対し、豊川市指定給水装置工事事業者証（様式第3号の5。以下「指定事業者証」という。）を交付する。

- 2 指定事業者は、指定事業者証を事業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定事業者は、指定事業者証を破損し、汚損し、若しくは紛失し、又は指定事業者証の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく豊川市指定給水装置工事事業者証再交付申請書（様式第3号の6）を市長に提出し、指定事業者証の再交付を受けなければならない。
- 4 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく現に有する指定事業者証を市長に返納しなければならない。
 - (1) 給水装置工事業を廃止し、又は休止したとき。
 - (2) 法第25条の11の規定により指定を取り消されたとき。
 - (3) 次条の規定により工事事業者としての効力を停止されたとき。
 - (4) 指定事業者証を破損し、若しくは汚損し、又は指定事業者証の記載内容に変更が生じたことにより、指定事業者証の再交付を受けるとき。

(指定の一時停止)

第5条の2 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内の期間を定めて指定の効力を停止することができる。

- (1) 法令の定めに違反したとき。
- (2) 業務に関する不誠実な行為等により市長が指定事業者として不適當であると認めたとき。

(設計審査)

第5条の3 条例第7条第2項の規定によりあらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した設計書を提出しなければならない。

- (1) 用途その他
- (2) 使用材料
- (3) 付近見取図
- (4) 工事施行平面図
- (5) 工事施行立面図

第6条 削除

(工事検査)

第7条 条例第7条第2項の規定により工事検査を受けようとする者は、給水装置工事検査申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(公道内給水装置の管理)

第8条 給水装置のうち公道内給水装置(配水管の分岐部から当該分岐部に最も近い止水栓までの間の給水装置をいう。)は、給水装置工事しゅん工後に市長の工事検査を受けた後は、市が管理するものとする。

(工事費の算出)

第9条 条例第8条第1項各号に規定する工事費の算出は、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 材料費は、市長が定める材料の単価に使用数量を乗じて得た額とする。
- (2) 労力費は、標準賃金に市長が定める工程別の歩掛を乗じて得た額とする。
- (3) 道路復旧費は、市長が定める単価に復旧すべき道路の面積を乗じて得た額とする。
- (4) 工事監督費は、材料費(自己材料を使用したときは、市長が評価した額)、労力費及び道路復旧費の合計額に100分の10以内で市長が定める率を乗じて得た額とする。
- (5) 間接経費は、材料費、労力費、道路復旧費及び工事監督費の合計額に100分の15以内で市長が定める率を乗じて得た額とする。

2 工事費の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(工事費の概算額の納付期日等)

第10条 条例第9条第1項本文の規定により市長が指定する工事費の概算額の納付期日は、工事の施行について承認を受けた日から工事の着手の日までの間において定めるものとする。

2 条例第9条第1項ただし書の規定により市長が工事費の概算額を納付する必要がないと認める工事は、官公署、国公立学校、国公立病院その他これらに準ずるものの申込みに係る工事とする。

(工事費の精算)

第11条 条例第9条第2項の規定により工事費を精算する場合において、その過不足金額が50円未満のときは、還付し、又は追徴しない。

(工事費の分納)

第12条 条例第10条の規定により工事費を分納しようとする者は、給水装置新設工事工事費分納申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の分納の期間は、当該年度を超えることはできない。

(工事の保証)

第13条 市は、その施行に係る給水装置が引渡し後1年以内に破損したときは、これを補修し、その費用を負担する。ただし、その破損が不可抗力又は水道使用者側の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。

第3章 給水

(給水の制限及び停止の予告)

第14条 条例第14条第2項に規定する給水の制限又は停止の予告は、予定日の1日前までに水道使用者等にしなければならない。

- 2 前項の予告に変更を生じた場合は、速やかにその旨を知らせなければならない。
- 3 前2項の予告は、広報車、新聞、文書、電話等により行う。

(給水の申込み)

第15条 条例第15条の規定により水道を使用しようとする者は、口頭その他市長が定める方法により申し込まなければならない。

(代理人の選定及び変更の届出)

第16条 条例第16条の規定により代理人を選定したとき、又は条例第21条第2項第1号に規定する代理人の変更があったときは、代理人選定(変更)届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する代理人を選定したときの届出は、工事申込書にその旨の記載をすることによりこれを代えることができる。

(管理人の選定及び変更の届出)

第17条 条例第17条の規定により管理人を選定したとき、又は条例第21条第2項第1号に規定する管理人の変更があったときは、管理人選定(変更)届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する管理人を選定したときの届出は、工事申込書にその旨の記載をすることによりこれを代えることができる。

(メーターの保管)

第18条 条例第19条の規定によりメーターを保管するに当たり、メーター設置の場所には、検針等に支障を生ずる物件を堆積し、又は工作物を設けてはならない。

- 2 工作物の設置その他によりメーターの検針等に支障があると認めるときは、市長は、メーターの位置を変更することができる。

3 前項の変更に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(水道の使用中止等の届出)

第19条 条例第21条第1項第1号又は同条第2項第1号の規定により水道の使用を中止しようとするとき、又は使用者の変更があったときは、口頭その他市長が定める方法により届け出なければならない。

2 条例第21条第2項第1号の規定により給水装置の所有者の変更があったときは、給水装置所有者変更届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 水道の使用者の氏名及び住所の変更、給水装置の使用の中止等軽易な事項の届出については、第1項及び第15条の規定にかかわらず口頭等により市長に届け出ることができる。

(消火栓使用の届出)

第20条 市において設置した消火栓を消防の演習に使用しようとするときは、その責任者はあらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項の演習の際は、市長の指定する市の職員が立ち会わなければならない。

3 第1項又は条例第21条第1項第3号の規定により消火栓を使用するときは、消火栓使用申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、公共の消火用水槽に用水を補充する場合の手續に準用する。

第21条 条例第21条第2項第2号の規定により消防用として水道を使用したときは、消火栓使用届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

第4章 料金

(使用水量の通知)

第22条 使用水量は、メーターの検針の都度使用者に通知する。

(料金の納期限)

第23条 料金の納期限は、条例第27条に規定する定例日の属する月の翌月の末日とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるものについては、これを変更することができる。

(使用水量の認定基準)

第23条の2 条例第28条の規定により使用水量を認定する場合は、次に掲げる基準により認定しなければならない。

(1) メーターに異状があったときは、メーター取替後の使用水量及び前年同期における使用水量を基礎として、メーターに異状があった期間の使用水量を認定する。

(2) 水道使用者等の不在その他やむを得ない事由によりメーターの検針ができないときは、当

該水道使用者等の前2箇月又は前年同期における使用水量を基礎として、当該検針期間の使用水量を認定する。

(3) 条例第22条の規定に違反して私設消火栓を使用したときは、その使用水量は実情を考慮して使用水量を認定する。

(料金算定の特例)

第24条 定例日と定例日の中途において水道の使用を開始し、又は廃止したときの料金は、その使用期間が1箇月以内のときは1箇月分とし、1箇月を超えるときは2箇月分として算定するものとする。

(無届使用者に対する認定)

第25条 給水装置を無届けで使用した者は、前使用者に引き継いで使用したものとみなす。

第5章 管理

(措置指示)

第25条の2 条例第33条の規定により給水装置の水道使用者等に対する措置指示は、管理義務違反の給水装置に関する指示書(様式第11号)により行わなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(給水の停止処分)

第26条 条例第34条及び第35条の規定により給水を停止する場合は、あらかじめ文書をもって水道の使用者に通知する。

(給水標章の掲示)

第27条 使用者は、門戸又はこれに類する見やすい箇所に、給水標章(様式第12号)を掲示しなければならない。

第6章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第28条 条例第38条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態により供給する水に異常を認めた

ときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、におい、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

様式第1号（その1）（第3条関係）

				※承認日	年 月 日
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	水栓番号	第 号
給水装置工事申込書					
豊川市長 殿				年 月 日	
				〒 住 所 申込者 氏 名 ④ 電 話 () ー	
<p>豊川市水道事業給水条例第5条の規定に基づき、給水装置工事の申込みをします。加入金及び手数料については、同条例及び豊川市水道事業給水条例施行規程を契約の内容とすることに合意します。</p> <p>なお、この申込みで発生する全ての問題は、申込者が処理します。</p>					
設置場所					
工事種別	1 新設 2 改造 3 修繕 4 撤去	用途区分	1 専用 2 共用 3 臨時		
給水口径	メーター mm	取出 mm	配水管布設	1 必要 2 不要	
<p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p>この給水装置の工事の申込み及び施行に関する一切を下記の工事事業者に委任します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>委任者 氏名 ④</p> <p>指定工事事業者 住所 氏名 ④</p> <p>主任技術者 氏名 登録番号</p>			<p style="text-align: center;">管 理 承 諾 書</p> <p>私負担の給水装置のうち公道内給水装置は、工事検査後、市が管理することを承諾します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申込者 氏名 ④</p>		
修繕内容	使用者 氏名 電話 () ー		修繕年月日 年 月 日		
	メーター番号	修繕済メーター指針	地上漏水・地下漏水		
	漏水内容				
誓約文					
備考					

注 ※欄は、記入しないでください。

(裏)

私所有の土地に給水装置を設置することを承諾します。

年 月 日

土地所有者

住所

氏名

印

私所有の家屋に給水装置を設置することを承諾します。

年 月 日

家屋所有者

住所

氏名

印

代理人選定届

下記の者を代理人として届け出ます。

年 月 日

申込者

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

管理人選定届

下記の者を管理人として届け出ます。

年 月 日

申込者

氏名

印

管理人

住所

氏名

印

様式第1号(その2) (第3条関係)

受付年月日		受付番号 第 号		水栓番号 第 号	
用途	工事種別	分岐	加入金	取出	使用区分
設置場所					〒
ビル名称			部屋番号		井水
					メーター受渡
申込者	住所				〒
	氏名				TEL
所有者	住所				〒
	氏名				TEL
	カナ				屋号
	法人代表者職名			代表者氏名	
使用者	住所				〒
	氏名				TEL
	カナ				屋号
	法人代表者職名			代表者氏名	
工事事業者			主任技術者 印		
メーター	口径 mm	メーター口径変更		取出口径変更	
	番号	既口径 mm	新口径 mm	既口径 mm	新口径 mm
	設置年月日	逆止弁		二次側	
加入金 円		手数料 円		給水階数 階	
受水槽 t 基			高架水槽 t 基		
親・子栓番					栓数 栓
取出口径 mm		管名称			布設年度
フレキ継手	分水器	中高層特約	遠隔メーター mm× 戸 mm× 戸		
理由					
変更事項前					
変更事項後					
備考					

様式第2号（第3条関係）

給水装置工事承認書

第 号
年 月 日

様

豊川市長 氏 名 宛

年 月 日付けで申込みのありました給水装置については、下記のとおり承認します。

記

給水装置工事申込受付番号	第	号
工事の種別		
給水装置設置場所		
メーターの口径		mm
水栓番号	第	号
工事事業者住所・氏名		
主任技術者氏名		

給水装置工事変更申込書

年 月 日

豊川市長 殿

住所
 申込者 氏名
 （法人にあっては、その所在地、
 名称及び代表者氏名）

下記のとおり給水装置工事を変更したいので承認してください。

記

給水装置工事の承認番号及び承認年月日 第 号 年 月 日	
水栓番号 第 号	
変更事項 <input type="checkbox"/> 工事の種別 <input type="checkbox"/> メーターの口径 <input type="checkbox"/> 添付書類	
変 更 前	変 更 後
変更理由	

注 該当する□に☑印を記入してください。

様式第3号の2 (第4条関係)

給水装置工事変更承認書

第 号
年 月 日

様

豊川市長 氏 名印

年 月 日付けで申込みのありました給水装置工事の変更については、
下記のとおり承認します。

記

給水装置工事申込受付番号	
第	号
給水装置工事承認番号	
第	号
水栓番号	
変更事項 <input type="checkbox"/> 工事の種別 <input type="checkbox"/> メーターの口径 <input type="checkbox"/> 添付書類	
変 更 前	変 更 後
条件	

注 該当する口に \surd 印を記入してください。

様式第3号の3 (第4条の2関係)

給水装置工事中止届

年 月 日

豊川市長 殿

住所
申込者 氏名
(法人にあっては、その所在地、
名称及び代表者氏名)

下記のとおり給水装置工事を中止します。

記

給水装置工事の承認番号及び承認年月日 第 号 年 月 日
水栓番号 第 号
工事の種別 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 臨時
理由

注 該当する□に✓印を記入してください。

様式第3号の4 (第4条の2関係)

給水装置工事中止承認書

第 号
年 月 日

様

豊川市長 氏 名印

年 月 日付けで届出のありました給水装置工事の中止については、下記のとおり承認します。

記

給水装置工事申込受付番号	第 号
水栓番号	第 号
工事の種別 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 臨時	
条件	

注 該当する□に✓印を記入してください。

豊川市指定給水装置工事事業者証

指定番号 第 号

事業所の所在地

名 称

代表者氏名

年 月 日

豊川市水道事業

豊川市長 氏 名 印

有効期限 年 月 日

様式第3号の6 (第5条関係)

豊川市指定給水装置工事事業者証再交付申請書

豊川市長 殿

年 月 日

申請者

豊川市水道事業給水条例施行規程第5条第3項の規定により再交付してください。

氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
再交付の理由	

（表）

給水装置工事検査申請書

年 月 日

豊川市長 殿

住 所

申請者

氏 名

④

〔法人にあっては、その所在地、
名称及び代表者氏名〕

下記のとおりしゅん工したので検査してください。

記

承認番号	第 号	水栓番号	第 号
工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 撤去		
工事の場所			
申込者の氏名			
しゅん工年月日	年 月 日	主任技術者氏名	
工事事業者検査	年 月 日		

1 書類検査

検査項目	検査の内容	確認
位置図	工事箇所が明記されていること。	
平面図 及び 立面図	① 方位が記入されていること。	
	② 建物の位置、構造が分かりやすく記入されていること。	
	③ 道路種別等付近の状況が分かりやすいこと。	
	④ 隣接家屋の水栓番号及び境界が記入されていること。	
	⑤ 止水栓位置図、道路取付図が記入されていること。	
	⑥ 平面図と立面図が整合していること。	
	⑦ 隠ぺいされた配管部分が明記されていること。	
	⑧ 各部の材料、口径及び延長が記入されており、 (1) 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。 (2) 構造・材質基準に適合した適切な施工方法が採られていること。 (水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記)	

(裏)

2 現地検査

検査項目及び検査種別		検査の内容	確認
屋外の検査	1 水道メーター、止水栓及び逆止弁	① 水道メーター、止水栓及び逆止弁は、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。	
		② 検針、取替えに支障がないこと。	
		③ 止水栓の操作に支障がないこと。	
	2 埋設深さ	所定の深さが確保されていること。	
	3 管延長	しゅん工図面と整合すること。	
	4 きょう・ます類	傾きがないこと及び設置基準に適合すること。	
5 止水栓	スピンドルの位置が止水栓筐の中心にあること。		
配管	1 配管	① 延長、給水用具等の位置がしゅん工図面と整合すること。	
		② 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。	
		③ 配管の口径、経路、構造等が適切であること。	
		④ 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。	
		⑤ 逆流防止のための給水用具の設置、適切な吐水口空間の確保等がなされていること。	
		⑥ クロスコネクションがなされていないこと。	
2 接合	適切な接合が行われていること。		
3 管種	性能基準適合品が使用されていること。		
給水用具	1 給水用具	性能基準適合品が使用されていること。	
	2 接続	適切な接合が行われていること。	
受水槽	防虫網、吐水空間、波止防止板、排水口空間、鍵及び構造物との空間の確保等適切な施工方法が採られていること。		
機能検査	通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。		
耐圧試験	一定の水圧による耐圧試験（1.75MPa）で、漏水及び抜けその他の異常がないこと。		
水質試験	既設管との接続時の残留塩素が0.1mg/l以上となっていること及び臭気、味、色、濁り等が異常でないこと。		

注 耐圧試験には、異常がないことが分かる写真を添付してください。

給水装置新設工事工事費分納申請書

年 月 日

豊川市長 殿

住 所
申請者
氏 名 印
給水装置設置場所

給水装置新設工事の工事費の概算額を下記の方法により分納したいので承認してください。

なお、納期限までに納付しなかった場合は、給水を停止し、又は給水装置を撤去されても異議ありません。

記

工事費の概算額					
円					
区 分	金 額	納 期 限	区 分	金 額	納 期 限
第 1 回	円	年 月 日	第 4 回	円	年 月 日
第 2 回			第 5 回		
第 3 回			第 6 回		

代理人選定（変更）届

年 月 日

豊川市長 殿

給水装置所有者
住所
氏名 印
電話番号（ ） -

下記のとおり代理人を^{選定}_{変更}しました。

記

給水装置の設置場所 豊川市	
水栓番号 第 号	
新代理人	住所 氏名 印 電話番号（ ） -
旧代理人	住所 氏名

管理人選定（変更）届

年 月 日

豊川市長 殿

届出人 住所
氏名 ㊟
電話番号（ ） -

下記のとおり管理人を^{選定}_{変更}しました。

記

給水装置の設置場所 豊川市	
水栓番号 第 号	
アパート等の名称	
新管理人	住所 氏名 ㊟ 電話番号（ ） -
旧管理人	住所 氏名

注 届出人が複数の場合は、連名で記入してください。

給水装置所有者変更届

年 月 日

豊川市長 殿

住所
 届出人 氏名 ㊟
 電話番号（ ） —

下記のとおり給水装置の所有者を変更したので届け出ます。
 なお、この届出で発生する全ての問題は、新所有者が処理します。

記

給水装置の設置場所	
水栓番号 第 号	
新所有者	〒 住所 ふりがな 氏名 ㊟ 電話番号（ ） —
旧所有者	住所 氏名 ㊟
変更理由	

注 旧所有者が所在不明その他の理由で押印が得られない場合は、新所有者が所有権
 を取得したことを証明する書類を添付してください。

消 火 栓 使 用 申 請 書

年 月 日

豊川市長 殿

住 所
申請者
氏 名 ㊟

下記のとおり消火栓を使用したいので許可してください。

記

消火栓公私の別	<input type="checkbox"/> 公 設	<input type="checkbox"/> 私 設
消火栓所在地		
使用予定栓数		
使用予定日時	年 月 日	時 時 分から 分 分 まで
使用目的		
使用予定水量	立方メートル	
許可条件		
立会者		

注 太枠内のみ記入してください。

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

豊川市長 殿

届出人 住 所
氏 名 ㊟

下記のとおり消火栓を使用したので届けます。

記

消火栓公私の別	<input type="checkbox"/> 公 設	<input type="checkbox"/> 私 設
消火栓所在地		
使用栓数		
使用日時	年 月 日	時 分 分から 分まで
使用目的		
使用水量（推定）	立方メートル	

様式第11号（第25条の2関係）

指 示 書

第 号
年 月 日

様

豊川市長 氏 名印

下記のとおり、豊川市水道事業給水条例第33条の規定に基づき指示します。

記

給水装置設置場所
水栓番号 第 号
給水装置の所有者又は使用者の住所及び氏名
指示事項

様式第12号 (第27条関係)

給 水 標 章



- | | |
|----|------------|
| 地質 | ポリエステルフィルム |
| 地色 | あい |
| 縁 | 銀色又は黒色 |
| 文字 | 銀色又は黒色 |